

テールゲートリフター操作特別教育開催のお知らせ

建設業労働災害防止協会岩手県支部

労働安全衛生規則の一部改正により、令和6年2月1日から「テールゲートリフター（貨物自動車（不整地運搬車を除く）の荷台の後部に設置され動力により駆動されるリフト）の操作の業務（貨物自動車に荷を積む又は荷を卸す作業を伴うものに限る。）」に労働者をつかせるときは、特別教育を行わなければなりません。

建災防岩手県支部では下記のとおり開催いたしますので、多数参加されますようご案内申し上げます。



満 18 歳以上の方ならどなたでも受講可能です。

1. 開催日・会場等 ※受講者の人数によっては中止になる場合もございます。

開催地区	開催日時	会場	定員
盛岡	令和7年 5月 1日(木) 9:00~16:30	岩手県建設会館 (盛岡市松尾町17-9)	40名
盛岡	令和7年10月28日(火) 9:00~16:30	岩手県建設会館 (盛岡市松尾町17-9)	40名

2. 講習料

区分	受講料	テキスト代	合計
会員	14,300円(税込)	990円(税込)	15,290円
非会員	14,300円(税込)	990円(税込)	15,290円

3. 講習科目

(1) 学科科目

- ・テールゲートリフターに関する知識 1時間30分
- ・テールゲートリフターによる作業に関する知識 2時間
- ・関係法令 30分

(2) 実技科目

- ・テールゲートリフターの操作方法 2時間
- 合 計 6時間

4. 申込方法等

- (1) 所定の申込用紙に必要事項を記入し、建設業労働災害防止協会岩手県支部に郵送して下さい。
申込書には6ヶ月以内に撮影した上三分身、脱帽の写真(タテ3cm×ヨコ2.5cm)1枚を必ず添付して下さい。不備がありますと、受け付けられませんのでご注意ください。
- (2) 講習料は受講票が到着次第、指定の銀行口座に振込みをお願いします。
- (3) キャンセルの取扱いについて、講習会開催日の7日前までの場合は、講習料から振込手数料を差し引き返金いたします。(それ以降のキャンセルについては講習料の返金はありません。)
- (4) 申込みは先着順で受付、定員になり次第締切りとします。

5. その他

- (1) 修了証は所定の時間どおり全科目を受講した適性者に対して交付します。ただし、遅刻をしますと修了証の交付はできなくなる場合があります。講習開始10分前までに受付を済ませて下さい。
- (2) 講習日は受講票、筆記用具を持参して下さい。なお、実技があるため作業服、ヘルメット、安全靴等をご準備の上受講して下さい。
- (3) 各講習会場には駐車台数(有料)に制限がありますので、相乗り等ご協力をお願いします。満車の場合、近隣の民間駐車場をご利用いただく場合がございます。
- (4) 昼食は、各自用意して下さい。

6. 申込み・問合せ先

建設業労働災害防止協会岩手県支部 〒020-0873 盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階 TEL:019-623-4411 FAX:019-653-6113

<テールゲートリフター>